

小中学生向け企業ガイドブック作成業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務の目的

本県では生産年齢人口の減少や若者の首都圏への流出などにより、企業における人手不足が顕在化している。そのため、これまでターゲットとしていなかった子どもたちとその親を対象に地域の魅力ある企業を掲載したガイドブックを作成することにより、地元で働く魅力を伝えるとともに、子どもたちの地域に対する興味・関心を育み、職業観の醸成を図ることで、将来を担う人材の確保に繋げる。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

小中学生向け企業ガイドブック作成業務

(2) 業務内容

別紙「小中学生向け企業ガイドブック作成業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり

(3) 委託業務期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

(4) 委託費の上限

6, 279, 900円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、

暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 福島県内に主たる事務所を置き、福島県との打合せ等に迅速に対応できる団体であること。

(8) その他、福島県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

4 質問等の受付

募集要領等に関する質問は、以下により受け付ける。なお、本プロポーザルにおいては、事業説明会は実施しない。

(1) 受付期間

令和6年6月24日（月）正午まで（必着）

(2) 提出方法

「質問書（第1号様式）」を福島県雇用労政課あてに電子メール又はFAXにより提出すること。電子メールの件名は「【質問】小中学生向け企業ガイドブックプロポーザル」とし、電子メール・FAXとも電話にて送付した旨連絡すること。なお、電話や訪問による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年6月26日（水）までに福島県雇用労政課のホームページに掲載する。

5 参加申込書の提出及び参加資格審査

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書（第2号様式）」、「事業者概要（第3号様式）」を以下により提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年6月28日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

福島県雇用労政課へ電子メール、FAX、郵送又は持参

※電子メール又はFAXにより提出した場合は、電話により送付した旨連絡すること。

※持参による提出の受付時間は、祝日を除く月曜日～金曜日の8時45分から17時までとする。

(3) 参加資格審査

プロポーザルの参加申込者の参加資格要件の適合を確認後、その結果を「参加資格確認通知書（第4号様式）」により通知するものとする。

6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書（第2号様式）」の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年7月4日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法

福島県雇用労政課へ郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、祝日を除く月曜日～金曜日の8時45分から17時までとする。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（A4版、縦横どちらでも可）

表紙には「第5号様式」を使用し、その他の業務詳細内容を期した業務詳細提案書を提出するものとする。なお、業務詳細提案書の様式は任意とし、表紙目次を除き20ページ以内とする。

イ 経費積算内訳書

ウ 受託後の執行体制図

エ 役員一覧（第6号様式）

オ 定款又は履歴事項全部証明書（写し）

カ 暴力団等反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（第7号様式）

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(5) 企画提案書について

仕様書（案）の内容及び下記7（3）の審査基準を踏まえ、おおむね次の事項を記載するほか、応募者としてのアピールポイントを記載すること。

なお、予算内であれば、追加提案により、より効果的と思える内容の提案をして

も構わない。

- ア 具体的な制作イメージ（レイアウト図や絵コンテ等により、ページ構成や冊子イメージをビジュアル的に確認できるもの）
- イ 仕様書（案）4（4）に示す企画提案ページの内容
- ウ 発送までのスケジュール
- エ 業務実施体制

7 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

企画プロポーザルにより内容を総合的に審査のうえ、最も優れた企画を提案し、適切な運営能力を有すると認められる者を業務委託予定者として選定し、契約締結の手続きを行う。

(2) プロポーザル審査会（企画提案プレゼンテーション）

ア 開催期日及び場所

- ・期日：令和6年7月中 ※詳細は参加者に対して別途通知する。
- ・場所：福島県庁内会議室 ※詳細は参加者に対して別途通知する。

イ プレゼンテーションの所要時間

15分間の説明と10分以内の質疑を実施する。

(3) 審査基準及び配点

審査項目	評価の視点		配点
業務遂行能力	業務体制	業務が確実かつ効果的に遂行できる業務管理体制がとられているか。	15点
	スケジュール	業務が確実かつ効果的に遂行できるスケジュールがとられているか。	10点
	業務実績	本業務と類似の業務の十分な実績があり、その経験やノウハウを本事業に活かせるか。	10点
企画提案内容	実施方針（業務理解）	本業務の目的や業務内容を正しく理解しているか。また、コンセプトやアピールポイントは的確か。	10点
	企画提案（企画性①）	小中学生の興味を惹く内容となっているか。また、就職意欲を高めるような魅力的・効果的な提案があるか。	15点
	企画提案（企画性②）	企画提案ページは、小中学生に地元企業の魅力が十分伝わる内容となっているか。	15点
	企画提案（デザイン性）	仕様書（案）に記載された内容を盛り込み、かつ理解しやすい内容、見やすいレイアウト及びデザインであるか。	15点

	企画提案 (独創性)	仕様書(案)に記載されていない活用可能な提案はあるか、またそれは効果的か。	5点
	業務経費	業務経費は適正であるか。	5点
加点措置	パートナーシップ構築宣言	パートナーシップ構築宣言をしているか。	5点
合計			105点

(4) 評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価点を付す。

評価点			評価
15点満点	10点満点	5点満点	
15～13	10～9	5	優れている
12～10	8～7	4	やや優れている
9～7	6～5	3	普通
6～4	4～3	2	やや劣る
3～1	2～1	1	劣る

※ 加点措置について、パートナーシップ構築宣言をしていれば5点を加点し、していなければ加点はしないものとする。

(5) 業務委託予定者の選定

各審査委員の評価点を集計して総合得点を算出し、総合得点が最も上位の者を業務委託予定者(単独随意契約の予定者)とする。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計評価点の平均が60点以上であることを条件とする。

(6) 結果通知

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、業務委託予定者名及び評点、その他の応募者の評点(会社名は非公表)を福島県雇用労政課ホームページにて公表する。

8 プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

公募型プロポーザル参加申込書等を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、「参加辞退届(第2-1号様式)」を雇用労政課に持参又は郵送の方法により提出すること。

9 契約の締結

審査により選定された業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約にかかる仕様を確定した上で委託契約を締結する。仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合もある。

契約金額は、協議結果により作成した仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定す

る。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

業務委託予定者と協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった者と協議する。

10 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和6年6月19日(水)
質問受付期限	令和6年6月24日(月) 正午
参加申込書提出期限	令和6年6月28日(金) 17時
企画提案書等提出期限	令和6年7月4日(木) 17時
プレゼンテーション審査の実施	令和6年7月中

11 留意事項

- (1) 企画プロポーザルに要する経費等は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画プロポーザルにて提出のあった書類等については、企画案の採用、不採用にかかわらず返却しない。
- (3) 企画プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。
- (4) 提出後の企画提案書等について、資料の追加や差し替え、再提出は認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は提案者に無断で使用しないものとするが、審査作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(6) 失格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- イ 提出書類に不備があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- オ 本募集要領に違反すると認められる場合
- カ プロポーザル審査会委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が企画提案書等を提出した場合

12 担当課(問合せ先・提出先)

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16
福島県商工労働部雇用労政課(担当:市川)
電話:024-521-7290 FAX:024-521-7931
E-mail:koyourousei@pref.fukushima.lg.jp